

令和6年度 淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室事業業務委託 仕様書

1 目的

将来の社会を築く子どもを心身ともに健やかに産み育てる家庭環境をつくり、初産婦とそのパートナー及びその他の育児支援者に対し、母性及び乳児についての意識向上を促し、育児への参加を啓発する。

2 履行期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 実施回数・時間

- ・履行期間中の土曜もしくは日曜に計4回実施（実施時期については、別途、発注者と協議すること）
- ・1回2時間程度

4 実施対象

区内に居住する初産婦及びそのパートナーと家族
4回の開催において合計180組以上となるよう各回の参加枠を設定

5 実施場所及び各実施場所での開催回数

- ・淀川区役所：1回
- ・淀川区内の会場：3回

※各会場の使用申請手続き及び使用料負担については以下のとおりとする。

会場名	使用申請手続き	使用料
淀川区役所	発注者が手配	不要
区内会場	受託者が手配	受託者負担

6 委託内容

- (1) プレパパ・ママ等子育て教室（以下子育て教室）開催までの準備
 - ア 参加者募集チラシ1種類の印刷（1種類以上年間1,500枚以上）
 - イ 参加者の募集・申し込み受付（別途発注者と協議すること）
 - ウ 参加通知作業（別途発注者と協議すること）
 - エ 教室で使用するリーフレットや教材の作成（別途発注者と協議すること）
 - オ アンケート作成（別途発注者と協議すること）
 - カ 会場使用にかかる各種申請手続き
- (2) 子育て教室当日
 - ア 資材の搬入・会場の設営
 - イ 受講者の受付・教材の配付
 - ウ 沐浴人形を用いた沐浴実技個別指導
 - エ 新生児の扱い方、抱っこ、着替え、おむつの当て方などの体験

オ 妊娠シミュレーター（妊婦ジャケット）を用いた妊婦擬似体験

カ チラシ等による啓発活動

キ 会場内の誘導

ク 受講にかかる参加者の母子手帳への記録

ケ 個別相談（希望者）

※ 個別相談の結果、了承を得られた対象者については必要に応じて淀川区保健福祉センターへの引継ぎを行う。

コ 参加者へのアンケートの実施

サ 消毒、換気等の感染症対策

(3) 子育て教室開催後

実施ごとに、実施内容やアンケート集計結果、次回開催に向けての課題抽出及び改善検討結果等を記載した実施報告書を開催日から30日以内に（開催日から30日経過した日が令和7年4月1日以降となる場合は令和7年3月31日まで）発注者へ提出。

(1)～(3)について、実施報告書、チラシ及びアンケートの作成にあたっては内容等について発注者と協議すること。また実施方法の変更についても事前に発注者と協議すること。

7 参加者負担額

参加費・教材費は無料

8 従事者

助産師・看護師等、本事業を遂行するにあたり必要な知識・経験を有するもの
各回23名以上 ※ 各回最低5名は助産師が従事すること

9 再委託について

- (1) 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡素な業務の再委託に当たっては、区役所の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により区役所の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、区は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと区が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施

しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

10 障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

11 人権研修

受託者は、従事者がさまざまな人権問題について、正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権に関する研修を実施すること。

12 その他

- (1) 仕様書の疑義については、発注者に確認しその指示によること。仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては協議のうえ適正に実施すること
- (2) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと
 - ア 個人情報保護規定を定め、保護責任体制を確立しておくこと
 - イ 個人情報が適正に取り扱われるように従事スタッフを教育すること
 - ウ 個人情報管理に対して必要かつ十分な措置を講ずること
 - エ 定期的に調査等を行いながら個人情報の取り扱いに問題がないか確認すること
- (3) 対象者が不利益を被ることのないように、対象者の個人情報や受託で入手した情報に関して、適切な管理及び取り扱いを行うこと
- (4) 緊急時の報告・連絡体制を確立しておくこと
- (5) 業務実施にあたり事故等が発生した場合は、速やかに発注者に状況を報告するとともに、適宜必要と考えられる措置を講じること
- (6) 苦情等に対しては誠意をもって対応すること
- (7) 契約締結後、本仕様書はすべて発注者の解釈によるものとする。また、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者で協議のうえ決定するものとする。
- (8) 契約の締結は、本案件にかかる令和 6 年度予算の発効を条件とする。予算が成立しない場合は契約の締結は行わない。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

13 担当課

淀川区役所保健福祉課（健康相談）
住所：大阪市淀川区十三東 2-3-3
電話：06-6308-9968
E-mail：t10010@city.osaka.lg.jp